



平成 27 年 8 月 19 日

各 位

会社名 C D S 株式会社  
代表者名 代表取締役社長 芝崎 晶紀  
(コード番号 2169)  
問合せ先責任者 取締役 経理・財務部長兼総務部長  
中嶋 國雄  
(TEL 052-587-5410)

### 「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 8 月 19 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

(追加、変更箇所は下線で示しております。)

#### 記

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ・企業行動規範を制定し、役職員全員が法令等を遵守して業務を執行する。
  - ・社外取締役、社外監査役を選任し、経営の透明性を高める。
  - ・内部監査室による監査を実施し、順法性等を確保する。
2. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・「リスクマネジメント規則」に基づき、リスクマネジメント委員会が企業集団におけるリスクを抽出し、重要性に応じて適切な対応策を策定・実施する。
  - ・機密情報管理規則および個人情報保護管理規則を定め、機密情報の管理、個人情報の保護に努め、情報リスクによる経営的損失を未然に防ぐ体制を確保する。
  - ・販売管理規則および与信管理規則を定め、信用リスクの許容範囲を明確化し、損失拡大を防止する。
3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - ・取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規則に基づき適切に保存し管理する。
  - ・取締役および監査役はこれらの文書を常時閲覧できる体制とする。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・毎月開催の取締役会で、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況の監督を行う。
  - ・経営計画を決定し、職務執行の目標を明確にして、経営効率の維持・向上を図る。
  - ・役員、部・支社長等で構成する「経営会議」を毎月開催し、経営計画の進捗状況の検証等を行う。

## 5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適性を確保するための体制

(1) 関係会社管理規則を定め、企業集団における業務の適正な運用を確保する。

### (2) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

・ 当社の取締役又は使用人が、子会社の取締役又は監査役を兼任し、当該取締役等から子会社の職務執行状況について報告を受ける。

### (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われること及び、法令及び定款に適合することを確保するための体制

・ 子会社の取締役又は監査役を兼任した当社の取締役等が、当該子会社の取締役会の他重要な会議に出席することで、業務執行状況の監督を行う。

・ 内部監査室が子会社の内部監査を行い、業務の適正性を検証する。

## 6. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

・ 金融商品取引法の定めにより、全社レベルおよび業務プロセスレベルの統制活動を確保する体制を整備し、適切に運用する。

・ 全社レベルおよび業務プロセスレベルの統制活動の運用状況を定期的に評価し、継続的に改善を図る。

## 7. 監査に関する体制

(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

・ 監査役が職務執行のために補助使用人を求めた場合は、必要な使用人を配置する。

(2) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

・ 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人については、その命令に関して取締役からの指揮命令を受けることがないよう、独立性を確保する。

### (3) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・ 取締役は、監査役から監査業務の補助を命じられた使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に努める。

(4) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

・ 当社及び子会社の取締役及び使用人は、「経営会議」等において、監査役から報告を求められた場合は、当該事項を報告する。

・ 関係会社管理規則に基づき、子会社から提出・報告された事項は、随時監査役へ報告をする。

・ 監査役は、当社及び子会社の取締役と定期的にヒアリングを実施する。

(5) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

・ 監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。

(6) 監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払い又は償還の手続きに係る方針

・ 当社は監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役は、毎月開催される取締役会及び「経営会議」に出席し、重要な経営事項について報告を受け業務執行状況を確認するとともに、代表取締役をはじめ取締役と定期的に意見交換の機会を設ける。
- ・ 監査役は定期的に、内部監査室からは内部監査に関する報告を、会計監査人からは会計状況に関する報告を受け、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

8. 反社会的勢力による被害を防止するための社内体制の整備

- ・ 企業行動規範の中に反社会的勢力の排除を明確に掲げるとともに、本方針を社員に対して周知徹底する。
- ・ 反社会的勢力に対する直接的な利益供与の排除は言うまでもなく、間接的な利益供与についても、新規に取引を開始する際の取引先調査や社内決裁基準の強化等により、その防止を図る。
- ・ 愛知県企業防衛対策協議会に入会し、加盟企業間での情報の交換・収集、セミナーへの参加等を行い、日頃からの対応体制を整備する。
- ・ 万一、問題が発生した場合においても、必要に応じて弁護士や警察等の専門家に相談し、適切な対応を行う。

以 上